

1. 会合名	協会の役員に対する処分に関するワーキング・グループ（第1回）
2. 日時	令和4年10月13日（木）15:00～16:30
3. 議案	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワーキングでの検討の進め方について ○ 過去の情報漏えい関係事案について ○ 「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について
4. 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワーキングでの検討の進め方について 事務局より、資料1に沿ってワーキング・グループでの検討の進め方について説明が行われた。 ○ 過去の情報漏えい関係事案について 事務局より、資料2（非公表）に沿って過去の情報漏えい関係事案について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。 【質疑応答要旨】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 退職した従業員等が転職にあたり秘密情報を持ち出したという過去事案では、転職先での利用や第三者への漏えいが確認されなかったということだが、情報を持ち出された側の協会員による事案の調査には、限界があるのか。 ⇒情報漏えいが確認された協会員が転職先での利用や第三者への漏えいの有無を調査するには一定の限界がある。これに対応するための何らかの手当てについても検討したいと考えている。 ○ 「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について 事務局より、資料3に沿って「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。 【質疑応答要旨】 〈禁止行為及び処分の対象となる行為態様について〉 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現時点では、自主規制規則上の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」に該当するかについては、第三者への漏えいを要件として運用しているが、今後は、情報の不正持出し等を禁止行為の対象とするかが論点であると思う。禁止行為に該当する要件を明確化することによって、協会員がどの場合に事故として協会に報告しなければならないのかを明確にすることにもつながるのではないかと思う。 ➤ 「情報の不正持出し・営業利用」は不正競争防止法違反になると思うが、同法は規制趣旨が異なるため、処分事由とならないという事情があるのか。 ⇒処分の根拠規定（金商法64条の5第1項第2号）について、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき」の「法令」は、基本的に金商法関連の法令を指すと認識しており、不正競争防止法がここに入るのかは微妙なところである。したがって、現行の運用としては、不正競争防止法違反のように、金商法令以外の法律に違反する場合は、「その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」に該当するとして処分しているが、むやみにバスケット条項を適用するというのもなかなか難しい。 予見可能性を高める観点から、自主規制規則上で「職務上知り得た秘密の漏えい」以外にどのような行為を禁止行為の対象とするのかを議論しながら明確化していくことになると考えている。

- 規制の性質の違いは理解できたが、不正競争防止法がある中で、具体的な各行為について、協会規則がなぜ当該行為類型を規制するのか、協会員から質問が寄せられることも想定される。今回の情報漏洩分野のルール改正にあたっては、「こういう行為は不正競争防止法違反に該当しても併せて自主規制規則の禁止行為でも捉える」、「こういう行為は不正競争防止法違反でなくとも自主規制規則の禁止行為の方で捉える」、など具体的な行為に関し、不正競争防止法の類型との関係の整理を、WGでの検討の早い段階で行うことが必要と考える。
 - 例えば、不正競争防止法は秘密の管理性等が要件になると思うが、この議論では、単なる秘密情報として考えるべきではないか。また、個人情報保護法との関係も考える必要があり、基本的には刑事処分（禁固以上の刑）に至る場合には金商法上の欠格要件に該当し処分対象となるので、それに至らないケースをどこまで禁止行為に取り入れるのかという問題であると考えているが、秘密情報の定義を含めて考えるのは難しい問題であると思う。
 - 情報漏えいの唆し行為をしたうえで、情報を不正に入手して営業に利用するケースは禁止行為及び処分の対象とすべきと考えるが、情報漏えいを唆したものの、断られて結果的に不正取得等が行われなかったケースも、業者や市場の信頼性の観点からは問題である。そういったケースを対象とするかは議論すべきと考えている。
 - 退職した役職員が記憶にある顧客情報を用いて転職先で営業するケースも考えられる。懇意にしていた顧客の電話番号等を覚えていることもあり、そのような顧客の場合、当該役職員の転職先で取引したいということは当然あって、それはビジネス上の競争の中で起きた結果ということになるが、そのようなケースを禁止対象とすべきか、記憶にある情報を使って転職先で営業を行うケースをどうするかを考えるべきである。
 処分対象となる行為類型等がある程度周知されることで、悪質な行為が起きないように防ぐことが大事である。
 - 記憶にある情報を営業利用するケースについて、参考までに、不正競争防止法の逐条解説には、「営業秘密」の定義として、「従業者の頭の中に記憶されている情報など媒体が利用されない形の情報であっても事業者が営業秘密となる情報のカテゴリーをリスト化することや、営業秘密となる情報を具体的に文書等に記載することといった秘密管理措置を通じて、従業員等の認識可能性が担保される限りにおいて「営業秘密」に該当し得る」と記載がある。
 - 「情報転得者（悪意）の営業利用」の行為態様について、禁止行為の対象及び処分対象に含めるかという論点であるが、金商業者ではない名簿業者等による行為は検討から外すという理解でよいか。
 ⇒ 日証協が行う役職員処分については、協会員又は金融商品仲介業者の役職員が対象となるため、情報転得者（悪意）が名簿業者の場合は名簿業者の従業員に対して処分はできない。ただし、情報を漏えいした側の協会員の従業員等は処分することになる。
 情報転得者（悪意）が処分対象となるケースは、例えば、協会員の従業員等が別の協会員への転職に際して顧客情報を不正に持ち出し、転職先の同僚に当該顧客情報を渡したというケースにおいて、その同僚がその不正な経緯を知らず同僚自身も顧客情報を営業に利用した場合である。
- 〈処分量定の検討について〉**
- 不都合行為者の取扱い等の重い処分となるケースを検討する際は、故意性、被害者との関係性、情報の種類や量、被害の程度等の要素のうち、どれを重視するかバランスを考え、また処分すべき行為類型とそれら各要素を組み合わせ整理すべきである。

以 上

5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	規律本部 規律審査部（03-6665-6778）